**研究倫理規程**

規程第1号

2022年7月23日制定

第1章 総 則

（目的）

第１条 本規程は、一般社団法人ワンウェルフェアに所属する会員等（以下「会員」という。）が行う研究の倫理的なあり方を示すことにより、社会福祉と環境の進歩と普及を図り、学術の振興と人々の福祉に寄与・貢献することに資することを目的とする。

（遵守義務）

第２条 会員等は、本研究倫理規程及び別に定める「研究倫理ガイドライン」に則り、研究活動において良識と知的誠実さ、倫理が要請されることを自覚して行動しなければならない。

（責務）

第３条 会員等は、研究活動を行うにあたって、人権を尊重し、年齢、性別、人種、国籍、思想信条、宗教、社会的地位、障がいの有無等において差別的な取り扱いをしてはならない。

２ 会員等は、常に最新の研究方法の探求ならびに先行業績の探索を通じて、自らの研究水準の向上に努めなければならない。

３ 学会運営委員会（以下「委員会」という。）、研究誌編集規程（規程第2号）の執筆者、「個人発表」、「自主企画シンポジウム」又は「ポスター発表」における申込者及び登壇者（以下「発表者」という。）は、研究誌の発行、学会発表に至るまでのプロセスが円滑に運営されるように、別に定める規程に基づき行わなければならない。

（本規程に違反した場合の処分）

第４条 発表者が本規程に違反する行為を行った場合には、処分される場合がある。

２ 第2条及び第3条に反する行為が認められた時、委員会は採択及び発表の取消を行うものとする。

３ 前項に規定する採択及び発表の取り消しは、研究誌の発行又は、学会発表の後であっても処分を行うものとする。

（規程の変更）

第５条 この規程を変更するときは、理事会の決議を経なければならない。

附 則

2022年7月23日制定、施行